

石綿作業主任者とは

今回は石綿作業主任者について説明させていただきます。

2005(平成18)年に石綿障害予防規則が成立し、2006(平成19)年には原則として石綿の製造、取り扱いなどが禁止となりました。

しかし、上記以前に建築された建物には未だ石綿(アスベスト)を使った建材や工作物などは多数残っています。

今後、建築物などを解体、改修するためには、残された石綿を飛散させることなく、序曲していく事が必須となります。作業員が安全に石綿除去の作業ができるように、現場で指揮することが石綿作業主任者です。

石綿作業主任者は、石綿除去作業時に、作業員が石綿を吸い込まないように指示及び管理することです。そのためには、石綿の性質や安全な作業の進め方などについて確かな知識を持っていなければなりません。

石綿はレベル1~3に分類され、飛散性が著しく高い物、飛散性の高い物、飛散性の低いものとなっています。

その為に建材の見極めから施工方法、飛散防止方法など多くの判断を求められます。

未だ未資格者の管理、施工、間違った施工方法が見受けられます。石綿とは石綿はほぐすと糸や綿のようになります。石綿の1本1本は約0.1マイクロメートル(髪の毛の1000分の1の太さ)の細さとなります。当然目には見えません。この細かい繊維状の鉱物が、呼吸とともに体内に入り、最終的には肺の中の肺胞にまで到達、長期間の潜伏後、病気を発症させるのです。

石綿は作業員だけが吸入するわけではなく、通行人や同一現場にて作業をしていた方々が吸入する恐れがあります。

解体工事を依頼する際には必ず有資格者の在籍している業者へ依頼する様にしましょう。

営業部 鈴木